

府政防第60号
消防災第21号
国地応処第70号
平成31年1月24日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）
参事官（被災者行政担当）
消防庁国民保護・防災部防災課長
国土交通省国土地理院応用地理部長
（ 公 印 省 略 ）

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定の促進等について

平素より防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成25年6月に災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という。）が改正され、市町村長による指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」という。）の指定制度が平成26年4月1日から施行されました。これを受けて、「災害対策基本法等（地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項）の運用について」（平成26年3月26日付け府政防第369号、消防災第126号）等によりこれまで取組を要請してきたところです。

「指定避難所の指定状況の確認等について」（平成30年4月27日付け内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）及び消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡）並びに「平成30年度消防防災・震災対策現況調査の実施について（依頼）」（平成30年4月27日付け消防情第138号）に基づく調査結果によると、指定緊急避難場所等を指定している市町村の割合は年々増加しているものの（別紙参照）、未だに指定していない市町村も散見される状況です。

貴殿におかれましては、引き続き、指定緊急避難場所等の指定促進に関する市町村への助言をしていただくとともに、下記の内容をご理解の上、今後の防災対策に万全を期すために、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 指定緊急避難場所等の指定について

- 当該制度の施行後4年経過していることから、すみやかに指定すること。
- 指定緊急避難場所と指定避難所とを兼ねて指定することは可能とされているが（法第49条の8）、以下の区別やそれぞれの指定基準等に十分留意の上、適切な指定をすること。
 - ・ 指定緊急避難場所：災害から命を守るために緊急的に避難する場所等
 - ・ 指定避難所：災害発生後に、被災者等を一定期間滞在させるための施設
- 指定緊急避難場所について、災害の想定等により、近隣の市町村の協力を得て、近隣市町村に設けることで、より効率的な避難が可能となる場合もあることから、地域の実情に応じ、近隣市町村への指定についても検討すること。
- 指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるよう努めること。
- 既に指定を行った指定緊急避難場所・指定避難所についても、法や本通知等の内容を踏まえ、収容人数や安全性、管理の状況など、その適切性について適時の見直しを行うこと。

2. その他

- 国土地理院のウェブ地図「地理院地図」において、平成29年2月に公開を開始した指定緊急避難場所データについても、データの報告をしている市町村は約79.7%（平成30年12月19日現在）に留まっています。「地理院地図」における指定緊急避難場所データの公開開始について」（平成29年2月16日付け国地応防第33号、府政防第28号、消防災第24号）の通知を参考に、指定緊急避難場所等のデータの整備・公開のための報告を行っていただくようお願いします。

<本件連絡先>

【指定緊急避難場所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
仲澤、奥山 （TEL：03-3501-5693）

【指定避難所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
石田、堤 （TEL：03-3501-5191）

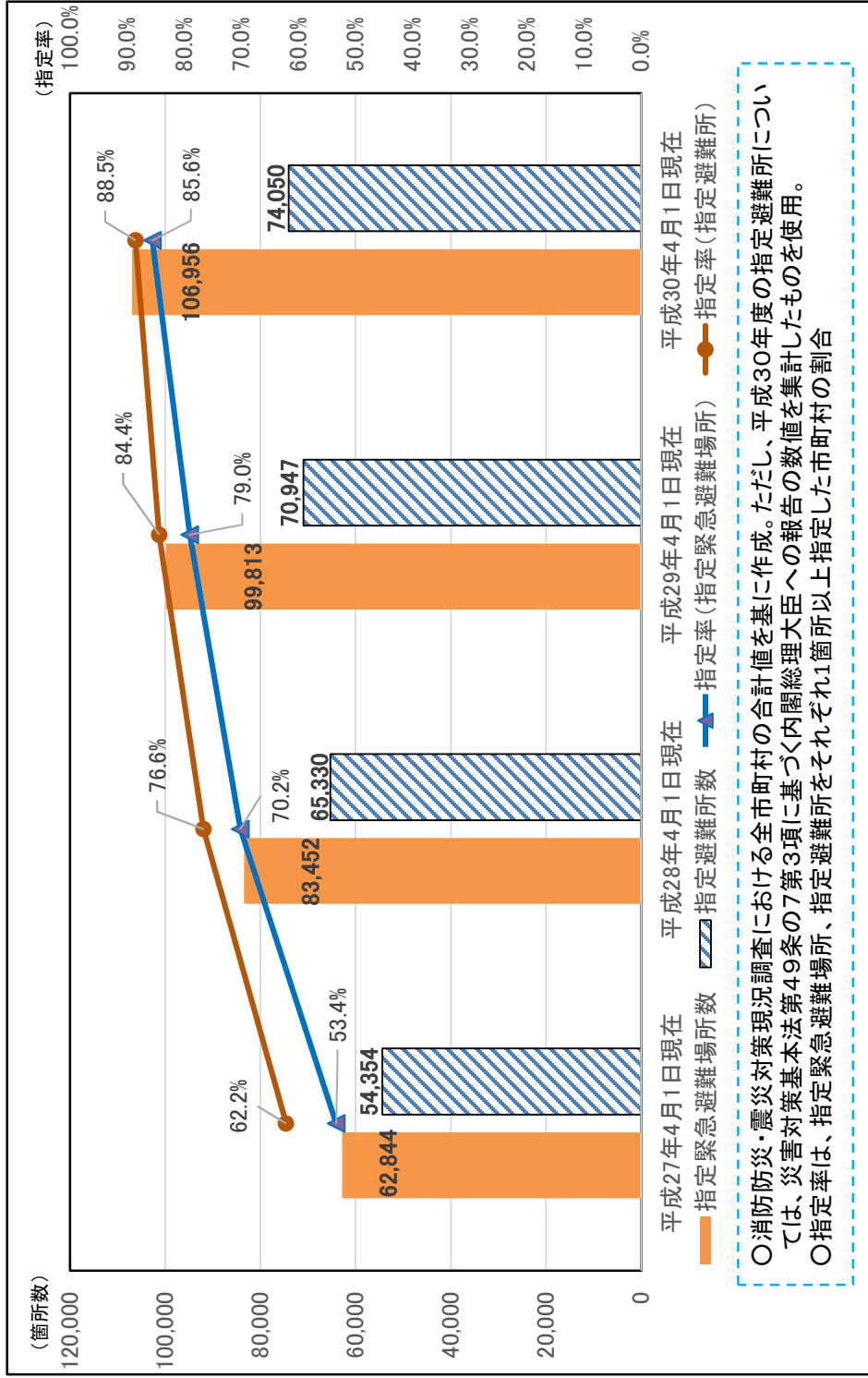
【指定緊急避難場所等に関する調査、指定避難所の報告関係】

消防庁国民保護・防災部防災課
外圍、岡戸 （TEL：03-5253-7525）

【地理院地図関係】

国土交通省国土地理院応用地理部地理情報処理課
山崎、中峰 （TEL：029-864-6922）

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定状況



- 改正災害対策基本法の施行(平成26年4月1日)以降、指定緊急避難場所、指定避難場所とも全国的に年々指定が進んでいる。(指定緊急避難場所数: 106,956、指定避難場所数: 74,050(H30.4.1))
- 平成30年4月1日時点で、全国の市町村のうち、指定緊急避難場所は85.6%、指定避難所については88.5%の市町村が少なくとも1箇所以上を指定。

国地応防第 33 号
府政防第 28 号
消防災第 24 号
平成 29 年 2 月 16 日

各都道府県防災主管部長 殿

国土交通省国土地理院応用地理部長

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（調査・企画担当）

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

「地理院地図」における指定緊急避難場所データの公開開始について

平素より防災行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「指定緊急避難場所等」といいます。）については、災害対策基本法第 49 条の 4 及び第 49 条の 7 に基づき、市町村長による指定が義務付けられているところです（平成 26 年 4 月 1 日施行）。

国土地理院、内閣府及び消防庁では、都道府県、市町村の協力の下、指定緊急避難場所等に位置情報を付与したデータの整備を進めておりましたところ、整備が完了した市町村の指定緊急避難場所データ（以下「指定緊急避難場所データ」といいます。）を国土地理院が運用するウェブ地図「地理院地図（<http://maps.gsi.go.jp/>）」において、平成 29 年 2 月 22 日より順次公開することとしましたので下記のとおりお知らせします。今後も、新しく指定・整備が完了した指定緊急避難場所データにつきましては順次公開するとともに、指

定内容に変更が生じた場合はデータを更新していきます。あわせて、市町村ごとの指定緊急避難場所データ整備状況についても、公開・更新の年月日や資料の提出状況等を公開することとしていますのでご承知おきください。また、この指定緊急避難場所データは、オープンデータとして、2次利用いただくことも可能です。

指定緊急避難場所の指定状況については、「「今後の水害及び土砂災害に備えた地域の防災体制の再点検」を踏まえた地域の防災体制の再構築について」（平成28年12月20日付け 消防災第176号）の点検結果によると、水害や土砂災害に係る指定緊急避難場所の指定が完了していない市町村が約3割となっています。

貴殿におかれましては、引き続き、指定緊急避難場所等のデータの整備・公開のための報告等や、指定緊急避難場所等の指定促進等に関する市町村への助言を行っていただくとともに、下記について管内の市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の技術的助言であることを申し添えます。

記

1. 地理院地図上での指定緊急避難場所データの一般公開について

(1) 概要

国土地理院、内閣府及び消防庁においては、住民等の円滑かつ迅速な避難の確保及び住民一人ひとりの避難先の容易な確認に資するため、指定緊急避難場所の名称・所在地等の情報を掲載・管理するための指定緊急避難場所データを作成し、各都道府県、市町村から提供された指定緊急避難場所の情報を反映することとしております。

一般公開までの間、以下のテストサイトで指定緊急避難場所データをご確認いただけます。公開後は、同様の仕様で地理院地図からご利用いただけます。操作方法は、別紙1をご参照ください。

また、市町村別の指定緊急避難場所データ整備状況については、別紙2のとおり公開することとしています。国土地理院への資料提出が未だなされていない市町村については「未提出」である旨、表示されますのでご承知おきください。

■地理院地図テストサイト（一般非公開のため取扱にご注意ください）

http://temp.cyberjapandata.gsi.go.jp/demo_skhb/

user: gsi_skhb

pass: demo#0811

なお、本データは、オープンデータとして学校や地域における防災訓練・防災教育、企業における防災アプリケーションの開発等に有効にご活用いただけます。

現在、消防庁では、地理院地図の指定緊急避難場所データを活用した避難支援アプリの機能に関する検討を進めており、今年度末を目途に報告書を公表する予定ですので、併せてご参照ください。

(2) 「免責事項・ご利用上の注意」について

指定緊急避難場所データは各地方公共団体職員だけでなく、一般の方やアプリ事業者等にも利用されますが、指定緊急避難場所データを利用する場合は、政府標準利用規約（第 2.0 版）に準拠した国土地理院コンテンツ利用規約

(<http://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html>) のほか、下記の「免責事項・ご利用上の注意」をご確認いただき、内容に同意された場合のみご利用いただくこととしておりますのでご留意願います。

「免責事項・ご利用上の注意」により、市町村に対して、指定緊急避難場所の最新の状況等について問い合わせがある場合がありますので、ご対応のほどよろしく願います。

○地理院地図使用時に表示される「免責事項・ご利用上の注意」

1. 本データは、災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき市町村長が指定した指定緊急避難場所の情報を各市町村に提供いただき、当該市町村に確認の上、地図上に表示したものです。最新の状況などは当該市町村にご確認ください。
2. 本データを、ダウンロードや印刷等を行い国土地理院サーバ外で利用される場合は、地理院地図のデータ更新にあわせて最新の情報をご利用ください（参照：市町村別公開日・更新日一覧）。
3. 指定緊急避難場所は、災害種別ごとに指定されています。本データをダウンロードや印刷等を行い国土地理院サーバ外で利用される場合、指定された災害種別を利用者が正確に理解できるよう、十分にご留意ください。

2. 今後の取組について

(1) データの更新・追加等に伴う報告について

より充実した指定緊急避難場所等のデータを作成し、適切な避難の推進に資するものとするため、引き続き、指定緊急避難場所等の情報収集を継続します。

本取組の対象は、従前と同様に以下のとおりとします。

- データ提供依頼の対象：指定緊急避難場所、指定避難所
- 地理院地図に掲載する対象：指定緊急避難場所

公開後において、指定の変更等があった場合には、迅速なデータ更新が必要となります。本取組に必要な指定緊急避難場所等のデータの報告手順を別紙 3 のとおりお示ししますので、引き続きご協力をお願いします。

(2) 指定緊急避難場所等の指定について

指定緊急避難場所等の指定については、「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等について」（平成 28 年 6 月 29 日付け 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・参事官（被災者行政担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長 事務連絡）等に

より、早急な指定をお願いしてきたところですが、今後、地理院地図等でも公表されていくことを踏まえ、未だ指定を完了していない市町村にあっては、速やかな指定をお願いします。

3. お問い合わせ先について

ご不明な点がありましたら、下記の担当までご連絡いただきますようお願いいたします。

<本件連絡先>

【指定緊急避難場所等のデータ整備、地理院地図関係】

国土交通省国土地理院応用地理部防災地理課
山本、小島、菊池 (TEL: 029-864-6584)

【指定緊急避難場所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付
駒田、後藤 (TEL: 03-3501-5693)

【指定避難所の制度関係】

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）付
増山 (TEL: 03-3501-5191)

【指定避難所の報告関係】

消防庁国民保護・防災部防災課
多鹿、吉野 (TEL: 03-5253-7525)

